

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成 22 年 3 月 16 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、山田副委員長、千葉・成田（祐）・菊地・ 齊藤（陽）・佐藤・山口・北野 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「新市立病院建設地と学校適正配置の経過について」

○総務部次長

「新市立病院建設地と学校適正配置」について、昨年12月16日の本委員会以降の経過の概要について報告いたします。

まず、12月18日に、量徳小学校体育館におきまして、「病院問題と学校配置適正化計画についての懇談会」を開催いたしました。この懇談会は、量徳小学校PTAが実施した「病院問題についてのアンケート」への小樽市の回答を中心に、御質問や御意見をお聞きするために開催したものです。市からの出席者は、市長、副市長、病院局長、教育長と担当部長等で、量徳小学校の保護者の皆さんと市民など68名の方が参加されました。参加者からは、御意見用紙による回答も含めて、「学校の存続を望む」「全市の適正配置を具体化してから議論すべき」「市立病院の必要性に関する疑問」「小樽市のまちづくりについての意見」などがあった一方で、「病院の必要性は理解する」「量徳小学校敷地に新病院を」との御意見もありました。

その後、庁内でこれまでの説明会等の状況、市民や関係者からの御意見なども踏まえて協議し、本年1月13日の企画政策会議におきまして、資料1としてお手元に配布いたしました「新病院の建設地についての方針」を決定いたしました。

その後、1月21日には、量徳小学校におきまして、市長、副市長、病院局長、教育長と担当部長等が出席し、量徳小学校のPTAの方々を対象に、市の方針についての説明会を開催いたしました。

参加者は、量徳小学校の保護者の方が22名で、主な御意見といたしましては、「学校がなくなるのはいつか」「移る先の学校は適正配置の対象とならないのか」などのほか、病院の必要性など、これまで同様の御意見が多く出されました。

また、1月24日には、量徳小学校の校区の町会役員の皆さんに対し、市の方針を説明いたしました。この説明会には、量徳小学校の校友会の会長も含め、8町会15名の方が参加し、全体としては、「病院の必要性は理解するので、地域としても量徳小学校の敷地に新病院を早期に建設してほしい」という御意見をいただきました。

これら一連の動きについて、1月25日に正副議長及び議会各会派代表者に説明をし、市長定例記者会見において公表いたしました。

その後、2月23日には、教育委員会が量徳小学校PTAを対象に「学校再編プランについての懇談会」を開催しております。

これらの経過を踏まえ、3月8日付けで、教育委員長に対し市長名で、「新病院の建設地についての方針に沿った学校再編について」という文書により要請をしたところです。

○委員長

「量徳小学校PTA懇談会の概要について」

○教育部副参事

ただいま総務部よりこの間の経過について報告いたしました。教育委員会からは、1月21日の「新病院建設地の方針についての説明会」の後、2月23日に量徳小学校PTAを対象に「学校再編プランについての懇談会」を持ちましたので、その概要を報告いたします。

この懇談会を持った経過ですが、1月21日の説明会の中で、病院の話とは別に学校再編の質問も出ましたが、十分な時間がとれなかったこともあり、2月初旬にPTA事務局の会議に参加させていただいて意見をお聞きした結果、量徳小学校の校区にかかわる学校再編の資料を準備して懇談会を開くことといたしました。懇談会の参加者は教職員等も含めて48人で、保護者は35人でした。懇談会では、「量徳小学校懇談会資料」を事前に全家庭に配布しておりましたので、前段、その説明を中心に行いました。午後6時半から、当初は8時ぐらいまでと予定しておりましたが、終了は9時近くとなりました。

質疑では、延べ10人程度の方が意見を述べられましたが、その内容は大きく3点に集約されます。

1点目は「量徳小学校校区のプランだけではなく、隣接する花園小学校を含む中央・山手地区ブロックなど、ほかのプランも同時に見なければ議論できない」という意見です。

この意見に関しては、このたび南小樽地区に隣接するブロックを含む市内全体の6ブロックのプランを公表したところでもあります。

2点目は「六つのブロックで協議すると言っているが、ブロックの分け方に納得していない」という意見です。

これは、2月23日の懇談会では、参加した保護者の方に私どもも再三説明いたしました。平成19年の在り方検討委員会の答申にありました「地区単位での配置の考え方」を受け、20年の「基本的な考え方」の地域懇談会では、「地区を単位とした検討・協議」を大きな柱として掲げ、説明いたしました。そして、昨年の地域説明会では「基本計画素案」で六つのブロックにすることも含め、地域や保護者の皆さんに説明し、あわせて議会でも報告させていただきました。そして、秋にはパブリックコメント手続も経ており、一昨年からの議論を積み上げ、決めてきたものであります。

そういうことから、基本計画で決めたブロック区分を見直し、別のブロック分けをしようという意見については、これまでの多くの議論を後戻りさせることとなりますので、これはできないものであります。

なお、この意見に関連しますが、ブロック境界の学校に関連する校区の設定はブロックを超えた調整と協議を行うという点について、基本計画の素案の段階から原案にする過程で修正加筆を行った旨、懇談会では説明をいたしております。

3点目は、病院の基本設計再開時期と統合前の準備期間との関係についての質問です。

教育委員会では、統合校が決まれば、それに向けた事前の児童の交流をはじめ、関係校の間の教育上の事前すり合わせ、通学路の選定や安全対策、さらには必要なハード面での対応など、2年程度かけた準備期間が必要だと考えております。そういうことから、保護者にとっても基本設計再開のタイミングは大きな関心事になっていると認識しております。私どもも、そういうことから、昨年の7月から先行した協議を継続し、PTAの行ったアンケートに答えるなど丁寧な説明を、市長部局、病院局と一緒にきてきております。学校の再編も病院も市民にとって重要であり、同時に取り組む課題であると考えており、特に学校再編に係る説明は、教育委員会としても引き続き行ってまいりたいと考えております。

この量徳小学校PTAとの懇談会に合わせて「量徳小学校懇談会資料」の中で、ブロックの通学区域の関係から学校名が出ていた南小樽地区のほかの四つの小学校、さらには隣接するブロックの花園小学校と桜小学校も含め、合わせて6校のPTA役員の方には、量徳小学校PTAに配布した資料の説明をこの懇談会の前後に行っております。量徳小学校での今後の話合いについてですが、PTAと今後の話合いの設定について協議していきたいと考えております。

なお、新病院建設地の関係では、ただいま総務部の報告にありましたように、教育委員長に市長から「新病院の建設地についての方針に沿った学校再編について」の文書の送付があり、教育委員会でも協議いたしました。今般の要請の内容は、1月13日の企画政策会議で決定されているものでありますので、当該地区となる南小樽地区ブロックの学校再編プランの審議の過程の中では、その決定も考慮に入れながら、教育委員会でも検討を進めてきたと

ころであります。

本日、報告いたしております南小樽地区の学校再編プランの検討結果として、このブロックで 2 校となる統合学校の位置は、潮見台小と奥沢小が適切としており、今般の病院建設地に係る市長からの要請との隔たりはないと考えており、今後、量徳小を含む南小樽地区の地区別懇談会でも、このプランをベースに話し合いを進めていくということを、教育委員会でも決定しております。

○委員長

「ブロック別学校再編プランについて」

○教育部副参事

ブロック別学校再編プランについて報告いたします。

「小樽市立小学校 学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づく学校再編につきましては、平成22年度からその実施計画策定に向けて具体的な準備を開始いたしますが、その策定に当たっては、ブロックごとに保護者や地域の皆さんと協議するとしております。

この協議に関しては、地区別懇談会という形で、スタートを本年 5 月連休が明けた中旬以降を目途に、会場となる各学校と日程調整に入っております。会場数等は、基本的に昨年の基本計画素案説明会と同様な形で考えております。

この地区別懇談会の持ち方ですが、昨年の素案説明会では、多くの方から、「協議の際には教育委員会で複数の案を用意して進める方がスムーズにいくのではないか」という提言をいただいたところでもあります。そういうことから、今回六つのブロックすべてについて、「適正化基本計画」で記載していましたが「地区の様子」や「学校施設の現状」を更に詳しい形で現状のデータを整理すると同時に、統合の組合せの考え方を示しながら、複数のプランと統合校の位置によるパターンを整理し、さらにその検討結果を付した「ブロック別学校再編プランの検討のために」を作成いたしました。地区別懇談会では、この「検討のために」という資料を用いながら協議を行っていきたいと考えております。

本日は、何点か関連する資料を提出しておりますが、資料 3 については、正誤表を用意しておりますので、申しわけございませんが、それもあわせてごらんいただくようお願いいたします。

それでは、資料について説明いたします。

まず「学校再編プランのブロック別プラン数と現在の小学校位置図」をごらんください。B 4 色刷りの資料 2 でございます。

これは六つのブロックを太い実線で区分して、左から塩谷・長橋地区ブロック、高島・手宮、中央・山手、南小樽、朝里、そして銭函と範囲を示しております。それぞれのブロックごとに、作成したプラン数、現在の学校数、再編後の学校数、そしてブロック内の小学校のおおよその位置を示しています。

一番左側の塩谷・長橋地区ブロックで見ますと、プラン数が 4。現在の小学校の数が 4 校で、再編で 2 校に。そして、現在の忍路中央小学校、塩谷小学校、幸小学校、長橋小学校の場所を図示し、ブロック内の位置関係を示しております。

中学校は、下のほうに、現在の学校の位置は載せていませんが、同様にプラン数などを小学校に対応する色使いで、ブロックごとに載せております。

6 ブロックのプランの合計は、小学校で 19 のプラン、中学校で 15 のプランとなっております。

そこで、各ブロックのプランをまとめたものが、若草色の表紙をつけております資料 3 の「ブロック別学校再編プランの検討のために」という冊子でございます。それぞれブロックごとに冊子にしておりますが、学校数、プラン数が多い「中央・山手地区」は、小学校と中学校とを分冊にして計 7 冊になっており、ページ総数で 101 ページにわたっております。

そこで、そのブロックごとの資料の構成等について、資料 4 として「学校再編プランの構成と組合せの考え方」という別紙を 2 枚物で丁合いしてございます。

資料 4 でございますが、あわせて先ほどの資料 3 のそれぞれの冊子のほうの一番上にとじ込んでいる最初の「塩谷・長橋地区ブロック」、これを横に置いていただいて、ごらんいただきながら見ていただくとわかりやすいかというふうに思います。

まず、それぞれの「ブロック別学校再編プランの検討のために」の構成でございます。

ペーパーの上半分に①、②と番号を付番しておりますが、①「ブロックの概要」として、町名、通学区域から見た学校配置を、それぞれ「塩谷・長橋ブロック」の 1 ページに記載しております。

また、27年度の町別の推計学齢人口を、小学 1 年生から中学 3 年生まで表にしています。これは冊子のほうで言えば 2 ページの上の表に当たります。

②として、学校再編に当たり、「基本計画（学校再編計画）」の進め方で触れている考え方の 5 項目を抜粋して掲載しております。この抜粋した部分は、それぞれのプランを見ていただく上で、前提条件となるような部分を特に記載しております。冊子のほうでは 2 ページの下の囲みになります。

次に、③として「ブロック内の小中学校の概要」です。21年度現在の状況を項目別に整理してまとめています。冊子では 3 ページから 4 ページになります。それぞれ項目の観点は、児童・生徒数や学級数という「学校の規模等」、現校舎の建築年や保有教室の内訳、体育館の面積など「学校施設」、隣接校との距離、在学生の最長通学距離などの「通学環境」、「その他」として他校と比較した特記事項を記載しております。

④として「統合の組合せの考え方」でございます。ブロックによってこの部分は多少表現が異なりますが、考え方を記述しています。「塩谷・長橋ブロック」で言えば 5 ページの部分でございます。

⑤、⑥として「小学校のプラン」「中学校のプラン」が次に来ております。

各ブロックにおいて、原則として複数の案とともに、統合校の位置をどこにするのかによって、さらにパターンという形で整理しました。「塩谷・長橋ブロック」では 6 ページから 9 ページまで、小学校のプラン 1 からプラン 4 まで。そして、10、11 ページに中学校の二つのプランを示しています。それに統合校の位置のパターンがそれぞれぶら下がっていることとなります。

最後に、この「プランとパターンから見た場合の検討結果」、これをブロックのまとめとして、それぞれ冊子の最後のほうに記載しております。「塩谷・長橋ブロック」で見ますと、12、13 ページに当たります。ブロックでそれぞれその記述に少し違いはありますが、同様な構成としております。

ここで再び 2 枚物の資料 4 「学校再編プランの構成と組合せの考え方について」にお戻りください。

この資料の 1 ページ目中段からの「2. ブロック別学校再編プランの数及び統合の組合せの考え方」について説明いたします。

各ブロックでは、まずそのブロックの再編後の学校数を見て、グループ分けをしながらプランを考えていくこととなります。そこで、その考え方を再編プランの中では整理をしていますが、各ブロックのその部分を抜き出して表にまとめております。

まず、塩谷・長橋地区ブロックですが、プラン数は小学校 4、中学校 2 です。

このブロックの「統合の組合せの考え方」ですが、冊子のほうでは先ほども触れましたが、5 ページの部分になります。

ここでその部分を読み上げます。

ブロック内には小学校が 4 校ありますが、現在の小学校の校区で隣接する忍路中央小学校と塩谷小学校の児童数から、この 2 校だけの組合せでは、全学年が 1 学級のままで推移します。そのため、両校を含んだ 3 校の組合せと別の 1 校によるグループ分けとなります。

また、このブロックは地理的に広域であることから、現状でも幸小学校と忍路中学校以外の学校では、校区内でバス通学利用者がいます。

さらに、隣接する校区の関係でも、忍路中央小学校付近と塩谷小学校付近、長橋小学校付近の 3 地区間でもそれぞれ 5 キロメートル程度の距離がありますので、徒歩とバス利用の併用を考えた組合せとし、中学校は小学校の新しい二つの校区をあわせた校区とします。

次に、高島・手宮地区ブロックになりますが、プラン数は小学校 3、中学校 2 となっています。

このブロックの「統合の組合せの考え方」ですが、高島・手宮地区の再編プランの冊子のほうでは、5 ページの部分になります。

ブロック内には 5 校の小学校がありますが、祝津小学校と手宮地区の 3 校は複式校あるいは完全単学級なので、小学校は隣接する 2 校あるいは 3 校の組合せによる統合となります。

このブロックの地理的な特徴から、北部と南部のバランスをとって統合校を配置することが望ましいため、祝津から高島方面のエリア（A グループ）と手宮方面のエリア（B グループ）の二つの組合せとします。

現在の学校配置から、A グループは祝津小、高島小の組合せとし、B グループは北手宮小、手宮西小、手宮小の組合せとしながら、それぞれの校区をベースにします。

中学校はブロック内で 1 校の配置ですから、小学校の新しい二つの校区をあわせた校区とし、小学校敷地の活用を含めた統合校の位置を検討します。

次に、中央・山手地区ブロックとなります。プラン数は小学校で 5、そして中学校も 5 となっております。

このブロックの「統合の組合せの考え方」ですが、再編プランの冊子のほうでは、中央・山手は小学校、中学校を別冊にさせていただきますので、小学校編は 5 ページから 6 ページ、中学校編では 5 ページの部分になります。同じブロックですので、小学校と中学校で表現が重複する部分もございます。

小学校の再編では、このブロックの地勢的な特徴から、主要幹線道路である国道 5 号以北とおおむね洗心橋を基軸として中部と南部に分割して三つのエリアを考える案と、おおむね小樽公園を中心として三方向に分割する案というような大きく二通りの組合せが考えられます。

2 ページに町別学齢人口（27 年度推計）を載せていますが、このブロックの小学生 1,232 人を、国道を境界に分かれる花園（1・3 丁目と 2・4・5 丁目）、入船（1 丁目と 2～5 丁目）を区分した上で集計すると、北部エリアは 365 人、中部は 618 人、南部は 249 人となり、児童数の偏在が見られます。

また、仮にこのエリアで区分した場合の国道以北の学校は、国道より海側にありますが、西端（色内小）又は東端（隣接ブロックの量徳小）になるので、良好な校区設定となりません。

以上の点から、東西を長く分割する案ではなく、今回の各プランでは三方向に分割する案を下地に、北西部エリア（A グループ）、北東部エリア（B グループ）、南部エリア（C グループ）の三つの組合せとします。

小学校の現在の学校配置から、A グループは色内小、稲穂小の組合せとしますが、B と C グループは最初から固定して考えません。このブロックは、小学校 3 校に対し、2 校の中学校に再編する予定ですので、ほかのブロックのように、新しい中学校校区が二つの小学校の校区をそのまま合わせた形とはなりません。

また、ブロック内にはそのまま統合校として使用できない経年 40 年以上の校舎を持つ学校が 3 校（色内小、緑小、松ヶ枝中）ある一方、稲穂小は小学校で、菁園中は中学校で一番最近に建て替えた学校ですし、最上小と西陵中も耐震基準を満たしている校舎となっています。

さらに、このブロックは中心部に位置しているため、塩谷・長橋地区、高島・手宮地区、南小樽地区の隣接するブロックの学校再編と密接に関係しています。

そういう幾つかの観点から、学校再編計画では前期の再編期間に位置づけていますが、このブロックは小学校の再編を先行させて考え、一定の期間の後に中学校の再編を検討します。

中学校の再編では、このブロックの小学校 3 校に対し、2 校の中学校に再編する予定ですので、他のブロックのように、新しい中学校校区が二つの小学校の校区をそのまま合わせた形とはなりません。

その上、ブロック内の 3 中学校の中では、松ヶ枝中学校が昭和 31 年開校時の校舎のままで老朽化が進んでいます。将来的な人口推計や立地環境から、今後の中学校再編を想定しても、現在地での建替えは現実的ではありません。そのため、小学校の再編プランでは、校区内の最上小学校を改修した上で松ヶ枝中学校を移転することに触れています。

ブロック内の中学校を 2 校に再編する場合の組合せは、①として中学校 1 校プラス 2 校の組合せを軸にしたプラン、②として現在の中学校校区にこだわらず、現在の小学校の校区も考慮したプランの二通りの考え方でプランを作成します。その上で、今後の実施計画作成の段階で、小学校の再編プランとの整合性を図りながら、最終的な通学区域の調整を行います。

次に、南小樽地区ブロックですが、プラン数は小学校 2、そして中学校も 2 となっています。

このブロックの「統合の組合せの考え方」ですが、再編プランの冊子のほうでは 5 ページの部分になります。

地理的な特徴から、北東部と南部のバランスをとって統合校を配置することが望ましいため、東西に伸びる国道 5 号に沿ったエリア（A グループ）と奥沢十字街から国道 393 号に沿ったエリア（B グループ）の二つの組合せとします。

現在の学校配置から、A グループは量徳小、潮見台小、若竹小の組合せとし、B グループは奥沢小、天神小の組合せとします。

中学校の再編の考え方は、ブロック内の 2 校はいずれも小規模校で、27 年度推計でも漸減していきますので、学校再編計画で示したように、このブロックの 2 中学校を統合します。

「学校規模・学校配置適正化基本計画」の中で、学校再編成を行うに当たっての考え方を何点か決めています、その一つに小学校と中学校の連携を視野に入れた通学区域の設定に触れています。

そういうことから、中学校では、この地区の小学校の再編プランと連動した通学区域と統合校の位置を検討したプランとパターンを示します。

次に、朝里地区ブロックですが、プラン数は小学校は 4、そして中学校も 4 となっています。

このブロックの「統合の組合せの考え方」になりますが、冊子のほうでは 5 ページの部分になります。

このブロックは地理的な特徴から、桜、新光、朝里、望洋台、朝里川温泉のエリアに区分できますが、望洋台地区と新光・朝里地区は朝里川によって分けられていて、朝里橋と新光大橋にアクセスが限定されています。

現在の学校配置から、A グループは桜小学校区、B グループ及び C グループは望洋台小校区、朝里小校区に豊倉小学校校区を組み合わせることとします。また、A グループでは隣接する南小樽地区ブロックの若竹小学校の校区の一部の組合せも考えます。

中学校については地勢的な特徴から、学校の位置を、A グループは桜町中学校及び望洋台中学校校区の組合せ、B グループは朝里中学校校区をベースとします。A グループでは桜町中学校校区のうち、南小樽地区の若竹小学校校区の部分を隣接地区ブロックに編入する組合せも考えます。

最後に、銭函地区ブロックですが、プラン数は小学校の 1 プランとなっています。

このブロックの「統合の組合せの考え方」ですが、冊子のほうでは 4 ページの部分になります。

ブロック内の小学校は張碓小学校、桂岡小学校、銭函小学校の 3 校ありますので、3 校が 1 校となります。

このブロックは地理的に国道 5 号線に沿って東西に長く、現状では張碓小学校、銭函小学校で通学にバスを利用する児童がいます。隣接する朝里ブロックとは市街化調整区域で分断されていて、ブロックの境界に面する張碓小学校と朝里小学校との距離は 6.9 キロメートルあります。

小学校のプランはブロック内の 3 校の統合とし、地区ブロック内での学校再編について、それぞれの学校を統合

校の位置として検討したパターンを示します。

中学校は、小学校と同様に地理的な特徴から、銭函中学校と朝里中学校の距離は9.9キロメートルに及ぶため、隣接する地区との通学区域の調整は行いません。

以上、各ブロックの再編プランの基本的な構成と、「統合の組合せの考え方」を説明させていただきました。

冒頭申しましたように、この「ブロック別学校再編プランの検討のために」を協議資料として準備して、5月からの地区別懇談会では、より活発な意見交換ができるようにと期しているところでございます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

○北野委員

◎委員会への説明が不十分な点について

今、若干の説明をいただいたのですが、量徳小学校の説明会では、三十五、六分かけて学校再建について説明をされております。大変丁寧な説明なのですね。それで、今は南小樽地区も含めて七つの冊子を一括で説明すると。だから、教育委員会もこういう説明では十分な説明でないという自覚をされていると思うのですが、その辺はどういう考え方になっておられますか。

○教育部長

確かに今、北野委員が御指摘のとおり、前回の量徳小学校の場合で言えば、あのときは南小樽地区ブロックの小学校のAグループの説明が中心だったわけですが、それでも30分程度かかるということでありました。その関係から、この6ブロックを量徳小のようなパターンで説明をさせていただくということになれば、相当程度時間が必要だということもございまして、御案内のとおり、前段で理事会も開催させていただきながら、この説明の仕方について協議をいただき、本日のような説明をさせていただきました。

ですから、十分な説明でないということは私どもも理解しておりますので、また今後、いろいろな形での説明の場面は必要なのかなというふうにも思っております。

○北野委員

私は議会としてもこういう大変な労力をかけて、それぞれのブロックの実情に沿って教育委員会が幾つかのパターンを示したわけですから、この一つずつの冊子に基づいて教育委員会の考え方、これを私としてもよしあしは別にして、まず正確に理解すると。その上で問題点はないのかというふうに考えを発展させないと、私自身も間違うと思うし、議会の判断も間違うと思うのですよ。

だから、今、部長がおっしゃったように、私は当然基本計画に基づいてこういうパターンをつくるというふうにおっしゃってましたから、学校適正配置特別委員会の前にこの説明を相当な時間をかけてやるのでないかというふうに予想していたのですが、そういうことをやらないで、量徳小の場合、Aパターンだけで36分もかけているのだから、それを今日は30分かけないで一括して説明するというのでは、教育委員会の考えを正確に私は今の説明だけではとらえきれないのです。

このことを指摘するのは、前回の適正化計画のときに冊子もつくって、それぞれの学校で説明をやりました。ところが、この冊子と違う説明を教育委員会が各学校でやったわけです。だから、私はどうもおかしいと思って、学校適正配置特別委員会でどっちが本当なのかと聞いたら、冊子だと言うのです。だから、なぜ説明会で違うことを言ったのかと聞いたら、保護者からわんわんと意見出たからと言って、あきれ果てた、うその説明を学校の説明会でやっていたのです、何十人も集まったときに。それで陳謝することになったわけです。

だから、この冊子を私も3月11日に渡されて、何回か読ませていただきましたけれども、相当、教育委員会が練

りに練って出してきたなという感はするのですが、これを正確に理解するためには、やはりこれを補足する教育委員会の一定の時間をとった説明が必要だというふうに思うのですね。それをやらないで審議してくれというのはどうも合点がいかないから、今後、対議会との関係だけに絞れば、どういうふうにしてこれを議会に詳しく理解を求めようとしているのですか。

○教育部長

まず、今、委員からございました今日のこの特別委員会の前段に説明する場面がつくれなかったのかと、そういった御指摘であります。御承知のとおり、12月16日の特別委員会で基本計画を報告させていただいて、ちょうど今日が3か月なわけです。実はその間6回ほど教育委員会でも、臨時の教育委員会も含めて審議を重ねながら、3月8日の教育委員会の中で最終的にこのプランをまとめた。そして、3月11日に特別委員会の理事会を開催させていただいて、この特別委員会の理事の皆さん、またそれぞれ会派のほうにも配布をさせていただいたといった流れだったということで、なかなか日程的にもタイトな部分だったということをお理解いただきたいというふうに思っております。

ただ、今後のことなのですが、先ほど担当のほうからも説明いたしましたけれども、今後のスケジュールとしては、このプランをベースに、5月連休明けから地区別懇談会を開催していきたいというふうに考えております。その意味ではその懇談会に入る前段、まだ一定程度の時間もありますので、この特別委員会の開催も含めまして、2定にこだわらずにこの特別委員会での質疑の場、そういった部分も、正副委員長あるいは理事会等にも御相談しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○北野委員

本来、そういうふうにするべきだったということは今認めましたから、これ以上は言いませんが、詳しい説明をやってから当委員会を開くというのが筋だったと思うのです。

◎説明会の流れについて

それで、具体的なことをお伺いしますが、昨年開いた基本計画の素案に基づく全校での説明会、それと日曜日に教育委員会で開いたのも含めて、全部で43回開いておりますけれども、私はほとんどの説明会に参加させていただきましたが、今回のように教育委員会の具体的な案を示すということを、教育委員会が地域懇談会で言ったのは、中盤以降の学校の説明会なのですよ。私、記録をずっとたどって見ましたけれども、教育委員会に伺いますが、幾つかのパターンを示して、皆さんの議論を発展させていきたいというふうに表明したのはどここの学校でしたか。

○教育部副参事

説明会を42会場でやりました。それで、確かにそれぞれの説明会会場で主要な論点といいますか、異なる部分もございました。そういう意味で、中盤以降、これからの進め方というところに焦点が移ったときの議論の中で、やはり具体的な一つのたたき台的なものを教育委員会のほうで用意をして、話を今後進めていくほうがスムーズに行くのではないかと、そういうようなお話もございました。

それで、どこの会場からあったかということについては、ちょっと今記憶がないのですが、確かに序盤のほうでは、あまりそういうことは議論にならなかったというふうには記憶してございます。ただ、最終的には全体の説明会での意見を集約する中で、やはり今後の議論を進めるためには、会場での御提言なりを受けてやるほうがよろしいというふうに、私どもで判断をさせていただいたというところでございます。

○北野委員

このことを聞くのは、教育委員会の皆さんは、最初は私たちに、教育委員会の案を示せば押しつけになるから示さないで、関係校の今年の夏以降行う懇談会で、皆さんで決めてくださいと。簡単に言えばたを預けるような説明をしていたのです。それが途中から変わったのですよね。

だから、少なくとも 3 分の 1 ずつ、前半、中盤、後半というふうに見ますと、前半の中であなた方が廃校をしたというふうを考えている学校が結構入っているのですよ。そこは自分たちが自由に意見を出させて、自分たちの意見でこの学校再編を進めるのだなという理解なのです。

それを話がだんだん進んだと言うけれども、全部学校が違うし、集まっている人が違うのですから、だから前段の人たちはこういうプランが出てくるとは夢にも思っていないのです。押しつけになるからそういうことはしないのだと言っているのだから。

だから、少なくとも前半の記憶をよくたどって、こういうパターンを示すということを言っていなかった学校の保護者に対しては、言葉は適切でないけれども、仁義切ってこういうことでパターンを示す経過になりましたということをやらないと、教育委員会の認識を言ったら、あなた方は約束違反でないかと噴き上がりますよ、われわれに決めさせると言っていたではないかと。案を示さないのは押しつけになるからだとまで言っていたのですから。それを違う学校の問いかけに対してこういうふうになって、その前段には何のコメントもないということになれば、保護者に対する約束違反になるから心配をしているのです。

だから、この手だてはどうするつもりですか。例えば 42 校でやれば、最初の十一、二校についてどうやって説明するのですか。

○教育部副参事

先ほど申しましたように、それぞれその説明会の質疑の流れというのはやはり異なっておりました。それで、複数の案を用意して進めるのがよいという意見も、後半、中盤以降、そういう会場が多かったわけです。私ども、やはり情報発信という観点から、ホームページを利用して、説明会の様子については逐次情報出しをしてございました。その中で説明会の Q & A ということで、最終的には 44 項目になったのですけれども、それぞれほかの会場ではどうということが議論になっているのか、そして教育委員会ではどういう回答をしているのかというのを Q & A 方式でホームページに 4 回ほど更新したと思うのですけれども、そういうことを逐次アップしていきました。

それとあわせてパブリックコメントを秋に行いましたけれども、ある地区では統合の組合せも含めた具体的な提案がパブリックコメントの意見としてございました。それに対して、教育委員会の考え方として、今後の協議の中で複数の案を示しながら協議をしていきますという見解を示したところです。これにつきましても、ホームページはもとより、そのパブリックコメントの結果ということで、いろいろな場面で公表をしているところです。あわせて、全部その結果について、小中学校すべての P T A に還元をしています。

それともう一つは、最終的にこれからの進め方ということで基本計画ができ上がった後、12月16日の学校適正配置特別委員会で報告した直後に、すべての家庭、小中学校、それから幼稚園、保育所に、今後の進め方の中で複数の案をつくって今後の懇談会に臨みますという文言を入れた B 4 判の表裏のプリントをつくりまして、配布をしました。これについては小中学校あるいは幼稚園、保育所の全家庭のみならず、1月になってから登録しているすべての町会について町会回覧ということで、保護者にそういうまとめ、これからの進め方を明示した配布物を回覧して、すべての方が目に触れるような形でこれからの進め方を示しているところでございます。

○北野委員

それは私も承知しているのですが、教育委員会の案を示せば押しつけになるから皆さんで検討してくださいというのが、前段のあなた方のスタンスだったのですよ。だから、全部終わってから、今、副参事がおっしゃったようなことをペーパーにして出したと言ったって、父母の方々がそれをそういうふうに理解しているかといえば必ずしもそうでないですから、だから質問するのです。だから、少なくとも後で議事録を調べればわかるはずですから、複数の案を示すということを説明していなかった保護者に対しては、きちんと人事を尽くしたほうがいいということを私は言っておきます。山口さん、その話は私も知っていますから、その上で言っているのです。それからですね……

(「それを前に言ったでしょう。ここで出しているではないですか」と呼ぶ者あり)

いや、それは全部やっていますけれども、あえて自分たちの質問として出た場合に、教育委員会はそういう案を出せば押しつけになるからとまで言っているのだから、そういうところをその紙 1 枚配って納得などもらえないから、もっと丁寧な対応が必要だということを指摘しているのです。

◎中央・山手地区のプランについて

それから次です。中央・山手地区を小学校、中学校を基本的に区分して、中学校は後で行うと。こういうことを新たに検討資料というのですか、今回の冊子の中で示しているのでしょうかけれども、これも中央・山手地区ではどの学校の説明会でも二つに分けるといことは言っていなかったのですよ。前段との質問の関係で、これはどういふふうに対応しますか。

○教育部副参事

今回プランをお示ししているわけですが、中央・山手については小学校で五つのプラン、中学校で五つのプラン。教育委員会で考えたプランの中では、やはり一定期間の後ということでそういう表現をしていますが、小学校のプラン、それから中学校のプランである程度時間的な幅を持った形のほうがよいのではないかと、それが教育委員会のプランとしてお示しした部分です。これは当然、地区別懇談会の中では議論になると考えております。その中でどのような議論になっていくのか、教育委員会でも考えていることをお示しし、それから懇談会でも御意見をいただいと、そういうようなことで考えています。

○北野委員

これは山口委員が今示した保護者の皆さん等に説明したペーパーで、中央・山手地区の関係者には配布しているのですか。

○教育部副参事

今回、このプランは初めてお示しをしたところではありますので、そういう、一定の期間の後にとというような形でのお示しは今まではしてございません。

○北野委員

これは説明会の前に地区別懇談会が 5 月の中旬以降にやるという説明ですから、その前に中央・山手地区の関係者には、何らかの形で新しく教育委員会の発展させた考え方はお示しするのですか。

○教育部副参事

そういうことも含めてプランの考え方でございますので、地区別懇談会の中で説明をしてまいりたいというふうに思います。

○北野委員

いや、地区別懇談会で言うけれども、その前には示さないのですね、そうしたら。

○教育部副参事

その前段で、別枠で何かをするというような予定はございません。

○北野委員

◎南小樽地区ブロックの検討資料について

南小樽地区ブロックの検討資料を読ませていただきましたけれども、これに関連してちょっと前段で確認しておきますが、資料 1 「新病院の建設地についての方針」を受けて、これは市長の方針ですね。これを受けて教育委員会で、3 月 8 日にこれに基づく学校再編をやるということを決めたというお話なのです。ところが、これは 3 月 11 日に皆さんに配ったのですね。それで、この南小樽地区の検討資料を読んで、ここの最大の問題の一つであった量徳小敷地に病院を建設するというのを、3 月 8 日に教育委員会が決めていたのに、その後出たこの検討資料に量徳小学校が統合校として残るパターンが示されているというのは、これはどういうのだろうかと思うのです。

例えば 7 ページ、小学校のプラン 2、この中で統合校の位置の一つに、パターン 6 で現在の量徳小とあるのですが、こんなことはあり得ないことなのです。まだ量徳小の保護者、PTA と市長の案を示して、最終的な話がついていないということは私もわかっていますけれども、教育委員会という正規の機関で市長の要請を受けて、そのとおり学校再編は進めますというふうに決めておきながら、ここでは何か量徳小学校が残るような案も示すというのはどうも整合性がないのではないかというのが一つ。

それからもう一つは、この組合せの検討というのはブロックの基本にかかわる問題だと思うのですが、ここで量徳小学校という文字が一切出てこないというのはどういうわけなのか。

この二つをお答えください。

○教育部長

まず、前段のほうの部分なのですが、確かに 1 月 13 日の企画政策会議、それから 3 月 8 日の市長部局からの要請文の中で、量徳小学校敷地を病院建設地としての方針が決まったと、これは事実です。ただ、私どもの一つの考え方としては、この市長部局からの要請を否定するとかということではなくて、その前段に 2 月 23 日量徳小学校での懇談会でも、討議資料という形で一つ出させていただいています。それもこのプランとは基本的に内容は同じものなのですが、1 月 13 日の決定はありましたが、その中ではあえて量徳小学校も含めた二つのプラン、それからそれぞれ統合校を示したものという形で、ある意味、その学校再編の視点から見ただけのものを資料として出して、いろいろと御意見をいただきました。それを一つ踏まえて、そしてさらに最終的な再編プランの中では、1 月 13 日の決定というのも教育委員会の中では何度も議論してきた経過がございますから、そのことも踏まえながら、このプランの中では最終的に一つの教育委員会の考え方として、南小樽地区の A グループについては、潮見台小学校が適切だという一つの方向性を示したという形にしたわけです。

ですから、こういう言い方が適切かどうかは別なのですが、最初から量徳小学校を抜きにして検討したのだということには、私どもとしてもそういうふうにはするべきではないのではないかと、そういった議論も含めてプランとしてこういう形にしたということでもあります。

ですから、その量徳小学校と病院との関係というのはこのプランにはのせておりませんが、これは 7 月 2 日以降、量徳小学校とは病院問題、それから適正配置の問題、双方含めて議論をしていくという流れの中で今日を迎えているということなので、私どもとしては市長部局からの要請についてのそごはないですし、また今後、量徳小学校と話し合いを続けていく中でも、このことによって何か問題が出てくるというふうには考えておりません。

○北野委員

教育委員会が窓口になって、量徳小学校の方々の理解を求めるときの懇談会は直近では、いつ開催したのですか。

○教育部長

懇談会としては、先ほど報告いたしました 2 月 23 日です。

○北野委員

そして、3 月 8 日に市長からの要請を受けて、教育委員会として、量徳の敷地に病院をつくるから学校再編はそういうことでいきますと、正式に決めていますよね。だから、この次の懇談会では、そういう重要なことは改めて教育委員会でこういうふうに決めましたということは言わなければなりませんよね、大事なことです。

そうするといろいろと配慮してやったのだなということは私も想像はしていました。しかし、いろいろ微妙なデリケートな意見などが出ているので、誤解や何か生まれるのではないかと懸念を持っているものですから、3 月 8 日に教育委員会が正式に決めた以降に出されたこういう資料にまで、量徳小学校が残る可能性のあるものとして出すというのは、あらぬ誤解を与えて不誠実な対応でないかというふうに思うので、事実に基づいて事を進めているということが誠実な態度ですから、そういうことでいいのかなと。これまでは教育委員会がいろいろなパターンを考えてやってきましたという、そういう努力は私もわかるのですが、3 月 8 日を境にしてそういう選

択肢はなくなったわけですから、だから新たな対応が教育委員会に求められるということがこの事実で突きつけられているのではないかと思うので、それで皆さんの考えを聞いたわけなのです。

◎高島・手宮地区の統合の組合せについて

それからもう一つですが、この各検討資料から抜粋して、再編プランの組合せの基本を先ほど説明をいただいたのですが、この中で小学校の敷地を中学校に転用するとはっきり書いているのは、松ヶ枝中学校を最上小学校に移すのだという明確な、組合せの中にそういうふうを受け取れる案を示しているところ、高島・手宮地区での検討資料では、選択肢の一つとして、そこの中学校 2 校を 1 校にして、学校の改修等を行って手宮西小学校に持ってくる。そういうこともパターンの一つにあるのだけれども、同じこの文章の重みから言えば、松ヶ枝中学校はもう古いから、最上小学校に持っていくのですということを決めていて、手宮西小学校については、選択肢の一つになっているという理解で、重みが違うというふうに理解したのですが、教育委員会の考え方の本当のところはどうなのかということをお聞かせください。

○教育部副参事

本当のところの考えというのではないですね。それぞれ「適切な」という表現で、ブロックごとに表現も異なっているところもありますけれども、一つの考え方というは出しています。ただ、それが本当のところかどうかということは、基本的に懇談会の中でそういう比較検討した結果、教育委員会としての考えはどうなのだというふうにお尋ねがあれば、ここに書いてあるとおりですというふうに言わざるを得ないですが、本当のところはという表現はちょっとそこまでは言えないところです。

あと高島・手宮地区ブロックの部分で言いますと、高島・手宮地区ブロックの冊子の 5 ページ「統合の組合せの考え方」を読み上げますと、「中学校はブロック内で 1 校の配置ですから、小学校の新しい二つの校区を合わせた校区とし、小学校敷地の活用を含めた統合校の位置を検討したパターンを示します」ということです。御指摘のとおり、中央・山手地区については具体的な校名を挙げて、一つのそういう転換の部分を示しています。ただ、高島・手宮地区ブロックについては、具体的な校名というところまでは至っていません。というのは対象となる学校が複数校あるものですから、複数校をただ列記するのはいかがなものかということで、ここでは「小学校の敷地の活用も含めた」というような表現にとどめております。ですから、それぞれブロックごとにある程度特定された条件下で言及していかなければならない部分と、それから複数の案が考えられる部分については、やはりその表現にちょっと濃淡はつけさせていただいております。

○北野委員

いや、だから、濃淡をつけているから本当のところはどうなのですかと。明確に比重としては、松ヶ枝中学校はもう 41 年たっているの、とても校舎として使えないから最上小学校に移しますということ、はっきり記載しているのです、今日の説明の中であなた方もおっしゃったし。ところが、高島・手宮地区の中学校の位置については、固有名詞を挙げて、手宮西小学校に手宮の二つの中学校を統合するということがパターンの一つとして掲げられている。だから、その差があるのだというふうに思ったから、本当のところどうなのですかと言ったら、そのとおりですと言えいいのではないですか。何かそれが話し合いによって大きく動く可能性はあるのですか。

○教育部副参事

高島・手宮地区ブロックの冊子の 14 ページをごらんいただきたいと思いますが、これの部分については、冒頭私のほうで説明した部分で「統合の組合せの考え方」の説明にとどまっておりましたので、最終的な「プランとパターンから見た場合の検討結果」については説明をしておりませんでした。ここの部分では 14 ページの一番下に表をつくっております。ここの部分を読み上げますが、「以上の小学校と中学校のプランの検討結果から、小学校のプランでは必要な改修を行った上で、A グループは高島小学校とすることが適切です。また、B グループと中学校の統合校の位置は、手宮西小学校と手宮小学校のいずれかを候補として挙げます。」ということで、小学校の B グル

ープと中学校の関係の表をつくっております。手宮西小学校を小学校とする場合、あるいは中学校に改修する場合、その逆のパターンとして手宮小学校を小学校とする場合、それから中学校として新築する場合という、クロスになるのですけれども、そういう相関関係になるという表を載せております。この辺のところは地区別懇談会の中でも詳しく説明をしていきたいというふうに思っています。

○北野委員

やはりあなた方そういうふうにするから、保護者の皆さんから批判を受けるのさ。こういうふうにしたって、保護者の方々は、手宮西小学校がどういう校舎でグラウンドがどうなっているか、手宮小学校がどういう校舎でグラウンドの広さはどうかというのを知っているのです。だから、中学校として選ぶとすれば、グラウンドの広さからいったら手宮西小学校しか選択肢はないでしょう。手宮小学校は今だってグラウンドが非常に狭いということで苦情が出ているくらいなのですから。だから、ここにこういう表を載せるというのは、保護者の皆さんに何か目を欺き教育委員会が安定していないのですと逃げる、そういうことがもう見え見えなのです。

だから、そういうふうになると、教育委員会は一体何のために幾つかのパターンを出しているのだということになるでしょう。そうすると、ここの表では出てくるけれども、手宮小を中学校にするというのはパターンのどこへ出てくるのですか。

○教育部副参事

このブロックの冊子とあわせてごらんいただきたいと思いますが、9ページの「中学校のプラン1」となっているところです。新しい学校を統合新校と呼びますが、統合新校は北山中学校と末広中学校の校区全域という通学区域で考えれば、統合校の位置としてはその右側にあります、現在の北山中学校をパターン①として、末広中学校をパターン②、以下北手宮小学校をパターン③、手宮西小学校を④、手宮小学校を⑤ということで、それぞれ順列組合せではないのですけれども、そういう比較検討を試みているところであります。

同じように10ページの「中学校のプラン2」についても、やはりこのブロックについては小学校の敷地も考えるというふうに「組合せの考え方」で述べておりますので、そういう中では北山、末広の中学校、それから北手宮、手宮西、手宮の小学校をそれぞれパターン⑥から⑩ということで考えて、手宮小学校ということ言えば、9ページはパターン⑤、10ページについてはパターン⑩ということで挙げさせていただいております。

○北野委員

この表を見たら、決していじわるとか何かではなくて、上のほうが有力で下のほうはあまり可能性がないように受け取るのです。私は何日もないけれども、保護者というかPTAの役員の人と若干の時間懇談しました。そうしたら、やはりそういうふうに取り扱いますよ。教育委員会がいろいろなことを考えて、決してあなたの学校を粗末にしているのではありませんという気持ちはわかります。しかし、42校を20校廃校にすると、半分学校をなくすのだから、どこかではっきり物を言わないと、もう八方美人で学校全部残すかのような受け取り方をする説明をあなた方が部分的に始めるから、そういうことではこの趣旨を本当に保護者の皆さんに伝えるというふうにはならないのではないかというふうに思いますので、私はこの問題については賛成という立場ではありませんけれども、やはり保護者のいろいろな方々の意見を聞いて事を進めようというのであれば、教育委員会の真意を包み隠さず明らかにした上で、相談を受けるということであればならないと思うのです。それを隠して、言われれば隠していたものをぱっと出して、そして何とかその場を逃れると。こういうようなやり方ではやはり納得は得られないのではないかとこのように思うものですから、指摘をさせていただいたところです。

◎望ましい学校規模について

それで、最後に基本計画に決定、素案をするときに、高島・手宮地区のことを想定して、いわゆる望ましい学校規模、小学校が12学級以上というのはどうしても組合せでは成り立たないと。あなた方の言う小規模校がスタートのときから誕生するのではないかと。こういう事実を私が指摘してきたら、基本計画でそのことをあなた方はお

認めになったと。しかし、あなた方がおっしゃっていたように、例えば高島・手宮地区、具体的には手宮の統合する小学校に色内 3 丁目、それから稲穂の一部にお住まいの児童を通わせれば望ましい学校ができるわけですね。もう一つは、色内の校区を手宮のほうに回したと。いわゆる中央・山手地区のほうはそこを抜いたとしても望ましい学校ができると。あなた方はいわゆる小規模校は残すということを絶対うたわないというふうにおっしゃっているから、そういうふうにする以外に教育委員会の言っていることの整合性はとれなくなると思うのです。私は小規模校でも保護者の皆さんが残してほしいと言うなら残したほうが良いという考えですから、あなた方の言い分どおりとすれば、パターンを選択肢というのはなくなるのではないかというふうに理解するのですが、今の指摘についてはいかがですか。

○教育部副参事

今回、プランを幾つか出しているわけですが、組合せによっては、それぞれグループの学校が望ましい規模で確保されているという、すべてそういうプランにはなっていません。そのことも含めていろいろなバリエーションを、通学区域の設定も含めて考えているわけです。地区別懇談会の中ではそういう教育委員会の望ましい規模の部分と、それから通学区域から見た設定と、両方の側面から、教育委員会の気持ちと懇談会での話の様子を、これから何回か繰り返していく中で、総合的に意見をまとめていきたいというように思っています。

○北野委員

◎校区設定について

私の質問の最後ですが、そうすると地区別懇談会へこの「検討のために」という案を持って入る中で、仮に現在の色内小学校校区の保護者の皆さん方が手宮へ行くのは嫌だと、ブロックとしては中央・山手地区でやってほしいということが大勢になったら、そういうパターンは消えるわけですね。保護者の動向いかんでは、ブロックを越えるというパターンはなくなるということもあり得るのですね。

○教育部長

このところ、なかなか難しい議論だと思うのです。ただ、私どもとしてはやはり学校再編を進めていかなければならないという、基本的にはまずそこに立っています。その学校再編を進めていく中で校区設定の議論にも当然なっていく。そういった中で 12 クラス以上にならない、あるいは今、委員から御指摘になったような場面もあり得るということは、私どももこれはやむを得ないというか、学校再編の議論の結果、そうなることはあり得るだろうというふうに思っています。ただ、何も議論しないで、学校再編に反対だからこのまま残るといふ部分については、やはり御協力をいただかなければならないだろうというふうには思っております。

○菊地委員

◎病院建設のスケジュールについて

これは確認の意味でお尋ねするのですが、私も 2 月 23 日の量徳小学校の懇談会に出席させていただいて、いろいろ教育委員会と P T A の皆さんとのやりとりを聞きながら、大変はらはらどきどきしながらあの場所にいました。先ほど総務部あるいは教育委員会からの説明だったのですが、今後の量徳小学校の P T A との話合いには、小樽市側の病院建設にかかわる希望的なスケジュールも示しながら話合いをしていくというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○総務部長

病院局長がいませんので、私のほうからかわりに説明しますが、この間何回か話をして、学校再編にかかわる部分がちょっと積み残しになっていましたので、その話をしようというのが先般の 23 日の話合いだったので。その中での病院の話も幾つかは出たようですが、まだ新病院のスケジュールだとか、それから統合準備の関係を含めた病院のほうの大きなスケジュールにかかわるいろいろな問題の話も聞きたいという方もいらっしゃる

と思いますので、そういうのも含めた話は今後もあるというふうに私どもとしては思っております。

○菊地委員

そうしますと、それにかかわってこの南小樽地区ブロックの学校再編プランも同時進行で進めていくとなりますと、事は量徳小学校だけではなくて、潮見台、若竹、隣接する花園、桜にまで及んでいきますけれども、そういうところにも同じような情報がきちんと示されなければいけないというふうに思っていますが、そこはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育部長

先ほど副参事の報告からもございましたけれども、この 2 月 23 日に前後して、今、委員が言われました 6 校の P T A の会長、若しくは事務局の方々と、現状の説明については話し合いを持たせていただきました。私どもの認識の中でも、特に南小樽地区の小学校の量徳、潮見台、若竹という A グループ、ここが量徳小学校との関係では時期的なことも含めてやはり大きな議論になるというふうに思っております。

実はその A グループの 3 校、潮見台小学校なり若竹小学校、ここは P T A の事務局の方々にお集まりいただきまして話したのですが、このプランがいいとか悪いとかではなくて、この地区については量徳小学校の病院問題もあるので、5 月連休明けではなくて、場合によってはその前段で P T A の方々との懇談、説明の場所を持たせていただくことがあり得るということでお話をさせていただき、そのことについては時期的なことも含めて、話し合いの持ち方については了解をいただいているということで話しております。

○菊地委員

日程調整は今、それぞれの P T A とされていると思うのですが、こういった日程調整についてはいつごろまでにははっきりするのか。また、具体的に懇談に入っていくスタート地点はどこを考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○教育部副参事

5 月の中旬から 1 学期中にとすることで考えてございますけれども、その日程調整については既に校長会にもこの趣旨を説明して、調整に入りますということを説明しております。具体的には近日中にその日程調整のスケジュールを、P T A の意見も聞いて希望日設定してくださいとつけ加える予定ですが、そういうことで考えています。

ただ、4 月になって年度が変わって、学校の体制も変わるというようなこともありますので、最終的に日程がたまるのは 4 月の中旬ぐらいかというふうに思っております。

あと懇談会のスタートの時期ですが、5 月の連休明け、具体的には 5 月 17 日が月曜日ですので、5 月 17 の週から行いたいと思っております。その前後に市 P 連の総会なども設定されているというふうに聞いておりますので、P T A の体制が新しくなるということも含めて、おおむねそのぐらいが開始時期になるというふうに考えています。

○菊地委員

◎放課後児童クラブと特別支援学級について

もう一点だけ確認しておきたいのですが、どのプラン、どのパターンをとっても、放課後児童クラブと特別支援学級については、しっかりと手だてできる計画になっているのかどうかだけお尋ねしておきたいと思います。

○教育部副参事

特別支援学級、それから学校で取り組まれている放課後児童クラブ等の活動については、特別支援学級は、これは教育の内容ですので、それについて担保するのは当然のことです。それから社会教育活動についても現行水準を下回らないということと考えておりますから、それは基本計画の中でもきちんとうたっていますので、それに基づいて具体的に実施計画の中ではそういうこともきちんと位置づけていくと、それはもう当然であります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

それではまず、質問に入る前に確認です。

昨年 6 月 22 日、学校適正配置調査特別委員会の資料として、26 校の会場が終わった段階で、この討議資料の内容についてどういう質問があったかというのがありました。その中で「具体的な検討の案を地区ごとに出しながらやるのがよい」というような指摘があり、今定例会にこのプランが出されたわけです。

その中で、今回いろいろなパターンが出された上で、2 点ほど教育委員会の確認事項でお聞きしたい点がござい
ます。1 点目は今回のブロックの境を越えたプランが出されていること、それと教育委員会として基本的な望まし
いブロックの結果、こういうものが考えとして示されています。その点について、まず御見解をお聞かせください。

○教育部副参事

ブロックを越えた調整協議については、基本計画の中でも素案から基本計画に至る中で、その部分については付
加をした部分、表現を強めた部分であります。そういう結果、今回のプランの中では、塩谷・長橋地区では中央・
山手地区ブロックとの関係、それから高島・手宮地区でも中央・山手地区ブロックとの関係、それから中央・山手
地区ブロックで見ればその逆といえますか、中央・長橋との関係とか高島・手宮の関係、さらには南小樽地区ブ
ロックとの関係、それと朝里地区ブロックでは南小樽地区ブロックとの関係、それぞれ小学校、中学校、それに適
合するような、お互いにその見合いがなるようなプランというのは準備をして考えてございます。

○山田委員

それでは、質問に入らせていただきます。

◎統廃合制度の期間について

細かい点についての質問に入りますが、まずこの統廃合の考え方について。今回予定している年数、8 年から 15
年での統合ということでございますが、この間早くなったり遅くなったりする部分が多々あると思います。この前
期、後期以外にこういう統廃合の制度の時間的な制限、こういうものはどういう期間を考えられるのか、まずその
点についてお聞かせ願いたいと思います。

○教育部副参事

前期 8 年間では四つのブロック、それから後期 7 年では二つのブロックということで、基本計画の中でうたって
おります。今回プランを示して、実際にその再編の時期あるいは統合の時期については、このプランの中には入っ
ていません。これは地区別懇談会の中でその合意形成がどの時点でできるかにもよるとは思いますが、その後それ
とあわせて校舎の改修とかハード面の準備とか、いろいろな要素があるものですから、今回のプランの中では具体
的な年次まで含めておりません。

ただ、基本的には前期、後期の枠というのを決めた理由が、小規模な学校が多くあるブロックを前期と位置づけ
ているわけですから、そういう意味では前期で位置づけているブロックについては、その枠の中で早いグループあ
るいは遅いグループというのはおのずと出てくるかもしれませんが、その辺のところは前期 8 年の中でやれるよう
に、地区別懇談会に入っていきたいというふうに思っています。

○山田委員

ある程度そのような年数にかかわらず慎重な審議をいただき、また市民と合意の上でこういうような問題に取り
組んでいただければと思っております。よろしく願いいたします。

◎統合学校の施設の充実について

次に、統合学校の施設の充実ということがうたわれております。この充実に関していろいろと時間的な制限がご

ざいですが、どこまで施設の充実をお考えになっているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)総務管理課長

学校再編計画の中で統合学校の施設の充実ということでうたっております。これにつきましては、校舎が近年改修、建替えをしている場合を除きまして、大規模改修や建替えのときにあわせた施設設備の充実を図ることを基本とするということでうたっております。具体的な例といたしましては耐震補強工事など、それから大規模な改修を行う際に、あわせて外壁の改修ですとか電気設備、屋根の塗装、暖房更新、設備の部分ですけれども、そういったようなものを改修していくことが挙げられるというふうに考えております。

○山田委員

◎通学上の安全について

続いて、統合学校の場所について、通学上の安全面についてお聞きいたします。

この南北にまたがる小樽の地理的な位置について、いろいろと通学に際しては危険な箇所、安全面などの確保が重要だと思います。例えば交通の利便性、通学路の除雪体制、こういう面についてこの統合学校の場所においてどういふような考慮がされているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)学校教育課長

通学上の安全に伴って統合校の場所ということですが、今後地区ごとに懇談会が入る中で、地域の皆さんと、通学上の安全あるいは交通の利便性などを協議しながら、統合校が決定されていくものと考えています。

○山田委員

こういう言葉上だけでは、今、除雪体制だとか安全の確保だとかとはなかなか言える場面ではないと思いますが、基本的に地域との懇談の中で、安全確保ということで着実な会合の積み重ねとか、そういう面についてはどういふふうに地域の皆さんとお話ししていくのか、そこら辺についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○(教育)学校教育課長

統合校がどこになるかによって、例えばそこに通じる通学路、道路上の問題などについて、具体的にこういう点で支障があるとか、いろいろなお話が出てくると思うのですが、その個別の事例ごとに、どういう対策ができるのかということと一緒に協議していきたいと考えております。

○教育部長

基本的には5月以降、地域とのいろいろな議論の中で、ということでは思っております。ただ、今回のプランの中では、一定程度教育委員会として、この地区ではこの学校が適切であるという、そういう判断も持っております。先ほどの議論ではないですが、昨年の説明会においても、松ヶ枝中学校の説明会の中で、ここにもう一回新しい学校を建て替えるということにはならないよねという意見も地域からも出てきておりますので、今回一つの検討の素材といいますか、プランとして松ヶ枝中学校を最上小学校に移すという、そういった部分も出しております。

また、手宮地区でも、あそこの中学校は御承知のとおり、北山、末広という2校です。北山中学校は50年を超えていますけれども、末広中学校は小樽市内全体から言うと比較的まだ新しいほうの学校です。ただ、耐震化優先度調査では、たしか耐震補強はしていかなければならない校舎だったと思います。そういった条件を考えれば今回幾つかのプランをお示ししておりますけれども、先ほど議論になりました手宮小学校、手宮西小学校という選択肢も含めて議論していくという、そういった形で施設面、あるいは学校が近いというだけではなくて、除雪ですとか、そういうことも含めた議論をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

○山田委員

◎指定校変更について

それでは、この統合の考え方について、最後の質問です。

在学中、統合の場合の再編後の校区以外に就学できるような配慮について、例えば今回の資料の中では、「交友

関係、また通学距離などを考慮し、指定校変更の承認など弾力的な運用を行う」と書かれております。まず、この交友関係や通学距離、例えばクラブ活動だとか、いろいろなことが考えられると思いますが、この点についてどのようなことが考えられるのか、説明願います。

○(教育)学校教育課長

指定校変更につきましては現行、基準を設けて、それに基づいて実施しているわけですが、この再編に伴ういわゆる特例ということなのですけれども、これは適正化基本計画にもなっていますけれども、「統合の時点での在学生についても、交友関係や通学路距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をするなど、学校指定に関する弾力的な運用を行います」ということで述べられています。

○山田委員

手宮西小学校の方が量徳小学校のほうに通っている、そういう事例もございます。この弾力的な運用について、やはり父兄の方の心配する部分が多々あると思います。事前にこういうようなことを周知とか、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)学校教育課長

指定校変更につきましては現行、6項目ぐらい基準があるのですけれども、先ほど説明したとおり現行の基準にない、例えば交友関係とかという特例部分を、この再編にあわせて特例措置として基準化していくということも考えております。

○山田委員

ぜひよろしく願います。

◎学校規模について

次に、学校規模について、今回いろいろな形で33人、35人いろいろと出されております。その規模について、例えば30人にならない場合、また33人が40人になる場合、いろいろこの過程で出てくると思います。基本的な考えについて、その点について変更されるなり、そういう弾力的な運用を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育部副参事

その弾力的な部分というのは、制度について踏み込むかどうかというような観点から言えば、今国で持っている教員の配置基準、そういったものを市で独自に制度を持つところまでは考えておりません。ただ学校規模ということで言えば、基本計画の中で望ましい学校規模ということで、基本は小学校では12学級から18学級、中学校では9学級から18学級ということになってはいますが、それは先ほどの質疑の中でも、必ずしもすべてのブロックで小学校13校あるいは中学校8校になった形でそれがやりきれぬかどうかについては、ちょっと現実的にはプランの組合せによってはそういうこともない場合もあるという答弁をさせていただきます。

○山田委員

◎耐震校舎の優位性について

耐震校舎についての優位性について前にも聞いたわけなのですが、校舎を残す部分でもこういうような補強工事をされた校舎、これについてはやはり施設の利便性だとか経済効率を含めて優位とされるべきだと私は考えるのですが、その点についてどうでしょうか。

○(教育)総務管理課長

この件につきましては、前回の委員会でも山田委員のほうから御質問がございまして、本年度第1弾の補強工事といたしまして5校、長橋小学校、桜小学校、朝里小学校、朝里中学校、銭函中学校の耐震補強工事を実施いたします。これらの学校につきましては選定する際の議論といたしまして、平成27年度におきましてもほぼ12クラス以上確保するというので、それと優先度調査の結果が2というもので選定したものでございます。その際に50年程度たっている学校については建替えを考えるということで、これを基準といたしまして進めてきたわけでござい

す。ですから、その意味から申し上げても、平成27年度の段階で12クラスを維持しているという学校を即廃校として周辺の学校に統合するというようなことには、現実的にはちょっと考えづらいというふうに考えております。

○山田委員

◎中学校の再編も含めた検討の進め方について

それでは、最後の質問に入らせていただきますが、この「統合の組合せの考え方」、これについて教育委員会ではある程度、常識の範囲内で場所だとかなどを考えていると思っております。その中で今回、中学校の適正配置の部分も出てきております。この点について、中学校の再編も含めて将来に向けた展望について伺いたいと思います。

○教育部副参事

今回の「再編プランの検討のために」の資料につきましては、小学校と中学校とそれぞれのブロックごとに、中学校も含めた再編のプランを出しております。これは小学校の通学区域の設定と、中学校の通学区域の設定、これは密接に関連があると。複数の小学校の通学区域、それを一つに中学校区にする形で小・中連携を図るというような観点からも、やはり検討は同時に進めなければならないというふうに考えております。そういうことから、どちらが後先ということではないですが、今回のプランの中で小学校、それから中学校についても、検討を同時に進めていくということで考えております。

○佐藤委員

◎中央・山手ブロックの懇談会の進め方について

まず、通告しております中央・山手地区ブロックの進め方についてなのですが、先ほど北野委員からもいろいろと御質問がありましたように、このプランを見せていただいて、内容が非常に複雑でわかりづらいというのが、皆さんもそうだと思いますけれども私の感想です。そして、何より私が当初から質問をしてきました通学区域の問題が、やはりここに来て大きなネックになっているのかなど。そのようなことを考えますと、これから地区別懇談会に入っていくわけですが、学校を決めて地区別懇談会を始めるわけでも、通学区域を決めて地区別懇談会も入るわけではないとした中で、進め方として、いわゆる構成メンバーが話をしていく中で、通学区域が変わることによってメンバーが変わってくる可能性も懸念されるのかなど。すると、当初、初めの地区別懇談会のメンバーとは変わったメンバーになった場合、話がまたややこしくなってしまうということが想定されるのですけれども、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○教育部副参事

地区別懇談会については5月から7月までということで、一巡したいというふうに考えています。その中では最大41会場ということで考えておりますけれども、その後第2クールといいますか、そういうことで議論がさらに進展していくという中では、同じメンバーを想定した場合と、それから議論が進んで統合を前提にという話になれば、当然隣の学校の方にも呼びかけて、合同で懇談会をするという場面も出てくると思っております。ただ、それが漫然と1年、2年続いていくということになれば、委員御懸念のメンバー自体がかわってしまって、全然今までの議論の積み重ねと違ってくるといったようなことも考えられます。ですから、議論についてはそのたびごとに教育委員会のほうで整理をして、次の会を持つときには、前回の会議の整理の上で懇談会の設定をしていくという前提で話して、教育委員会のほうで交通整理をきちんと進めていくことが非常に肝要だというふうに思っています。

ですから、当然隣の学校との一緒の話合いという場合も出てきますので、それは今言ったような交通整理をしながら、議論が空転しないように気を配りながらやっていきたいというふうに思っています。

○佐藤委員

これが空転して、3年も4年もかかるということがないようにぜひお願いしたいと、そのように思います。

◎南小樽地区ブロックの懇談会について

それと、南小樽地区ブロックについてなのですけれども、先ほど菊地委員のほうからも質問があって、その内容としては P T A 事務局と先行して話をされたということですが、その話合いの状況なのですけれども、説明する中で理解をさせていただいたかどうか。そしてまた、どういう反応であったか。そこに要望なり意見などはあったか。そのようなことに関してはいかがでしょうか。

○教育部副参事

先ほど、部長のほうからも、P T A との懇談の様子の一部について話をさせていただきます。若竹小学校の様子を答弁いたしました。量徳小学校と隣接するほかの学校ということで言えば、潮見台小学校の P T A の事務局の皆さんと意見交換をしましたが、教育委員会でお示しをしている基本的な考え方については理解をするというような反応でございました。

あと具体的に統合という話が進めば、量徳の絡みもありますので、その準備とかという話にもちょっと話題が及んだところであります。ただ、それについては今後のことでもあり、そこで詰めるような場でもありませんでしたので、そういうような課題というか次のステップのこともありますということで、潮見台小学校の P T A の事務局の皆さんについては認識をさせていただいたというふうに考えております。ほかの関連する学校についても、プランの大筋については理解をするというような反応で、それについて別な形でのプランはどうかということろまではありませんでした。

あと押しなべて、南小樽地区については先行して協議をしていくという経過もあるので、ほかのブロックとはちょっと違う進み方もしますということで説明をいたしました。

○佐藤委員

◎小規模校について

それと小規模校についてなのですけれども、今回の「再編プランの検討のために」という中では特に小規模校についてどうするという話は載っていないのですが、確認なのですけれども、再編後の校数は明記されています。小規模校を特別にそこにプラスするという考えがあるかないか、それだけお答えいただきたいと思います。

○教育部副参事

今、委員がお話しになっている小規模校というのは、いわゆる複式という理解でよろしいですね。

○佐藤委員

はい。

○教育部副参事

基本計画の中でも、複式校を何か別な形で学校再編の中で位置づけるということには行っておりません。今回のプランの中でも、そういうような形で複式校の今後について何か別なプランを考えたということにはございません。ですから、複式校あるいはそれ以外の学校というような区切りではなくて、小樽市内 41 の小中学校の学校再編について考えていきたいと思いますというようにさせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

◎指定校変更について

一点、指定校変更について若干お伺いをしていきたいと思います。

今回の適正配置に絡む御意見ですとか、パブリックコメントの中にもこの通学指定校変更の弾力化ということで懸念する声があったと思います。本年も 4 月に入学式が行われるわけですが、実際に通学区域内の生徒が通学区域外に就学をされて入学するということがあると思います。その割合的なことなのですが、学校によってさまざまあると思いますけれども、通学区域内の生徒数が実際の数字よりも 8 割に満たなかった学校というのは実際にあるのでしょうか。

○(教育)学校教育課長

指定校変更の関係ですけれども、今、実際に個々の学校で指定校変更によって 8 割に満たなくなったというちょっと数字は押さえていないのですが、市内全体の割合で申し上げますと、平成 22 年度の新 1 年生に対する指定校変更をした人数の割合ですけれども、小学校では約 5 パーセント、中学校では約 7 パーセントとなっております。

○千葉委員

そうすると人数的には何名と何名になるのでしょうか。

○(教育)学校教育課長

小学校 1 年生では指定校変更が 50 人、中学校 1 年生では 81 人となっています。

○千葉委員

そこで、今時点では学校名ですとか、そういうのはわからないということでしょうか。

○(教育)学校教育課長

済みません。学校ごとの個別の資料は持っていないので、申しわけありません。

○千葉委員

ここで学校名を挙げていかどうかかわからないのですけれども、ある小学校では実際にこの通学区域外の中学校に 10 名単位で入学をされるという声が届いていまして、これはどういう申請を承認されたのかということもあるのですけれども、今この学校適正配置を進めていく中で、その申請利用のほかに配置の問題が絡んでいるとすれば、先ほどの山田委員への御答弁でも再編を特例とするという取扱いがされるというふうに伺ったのですけれども、何でもありになってしまうのではないかという懸念が非常にあるのですが、その辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○(教育)学校教育課長

指定校変更につきましては、現在も一定の基準を設けてこれを公表しておりまして、それに合致するかどうかで指定校変更を認めておりますので、例えば、今後、学校再編に伴って特例を設ける場合も、あらかじめ基準を定めて、それを事前に公表する形で対応することになります。

○千葉委員

前の御答弁や議論で伺ってもいるのですけれども、実際はそうではないのだという声があるのです。それが教育委員会のほうに届いているかどうかは定かではありませんけれども、やはりこの適正配置の中で、自分が行く学校はもうなくなるような印象を受けると。ですから、そういうことに自分たちの子供が左右されないように、最初から残りそうな学校に申請して入学するという話も出てきていまして、非常にこれは今後の適正配置を進める中でも問題があるのではないかと思うのです。先ほど人数をお伺いしました。どこの学校で何人という数字は出ていないということでありまして、実際にこういうことが行われている中、教員配置や人数が変わることによってクラスが増減し、4 月以降、教員の手当がきちんとできて学校が開始されるのかという件についてはどうでしょうか。

○(教育)学校教育課長

クラス編制、学校の教員の数につきましては4月1日現在で確定されますので、当然、それ以前に指定校変更なりが終わっていて、4月1日現在での生徒数、クラス数という形で対応することになります。

○千葉委員

では、今のところはまだ教員が決まらないのではないかというような懸念材料はないということで理解してよろしいですか。

○(教育)学校教育課長

教員が決まらないといえますか、あくまで4月1日現在でクラス数が確定しますので、それ以前の学級編制の段階で、例えば41人とか39人とかという場合にはまず保留されまして、確定した段階で教員が定数配置になるという形になります。

○教育部川田次長

教員の定数というのはクラス数で決まっております。ですから、今、課長が答弁しましたように、4月1日でクラス数が決まるわけですが、中には例えばたまたま41人の1年生の入学があるとしますね。そうしますと当然2クラスになるわけです。それが4月1日現在からちょっと日にちがたつと、児童が転校なりして39人になるかもしれません。ですから、そういう場合は保留がかかって、例えば4月1日現在でクラスが増えて職員が2名になる場合は、1名は職員が当たるのですけれども、もう1名は道教委の職員でなくて期限付きの教員をそこに当てるという形になるわけです。ですから、くどいようですが、あくまでも教員の定数というのはクラス数で決まりますので、クラス数が決まればその部分の教員は配置されるということになります。

○千葉委員

今の話についてはちょっと私も理解に苦しむのですが、結局、先ほど御答弁されたように、今時点で全体的には50人と81人がそれぞれ申請、指定校の変更をされている方がいるという中で、教育委員会としては、そういう懸念はないということでしょうか。

○教育部長

いわゆる特認の関係で申し上げますと、中学校も小学校も入学説明会というのがあるのです。これが2月中ぐらいにはあるものですから、それぞれ特認事情である方々は大体その入学説明会の前段に申請をして、認めるものは認める、認められないものは認められないという、そういう流れになるものですから、特認によってクラスが3月30日近くになって動くという、そういう事例というのは基本的には極めて少ないのです。ただ、特に公務員、道職員などは3月末ぎりぎりに引っ越して、4月1日に新しいところで住民登録するというパターンが多いものですから、ここは私どもできるだけ事前に情報のやりとりはしますけれども、結構それは特認に関係なく転入・転出の関係で、3月末から4月の頭にかけての動きというものはあります。その対応については、今、次長が答弁したような形でいろいろな情報を集めながら、新学期から対応できるような形での期限付き教員の配置等も含めてやっているというのが現状です。

○千葉委員

そのような1人、2人のことで変わるというのはいいのですけれども、懸念しているのは保護者の方々の間で適正配置に絡んでそのような動きがあるということが、私は非常に問題があるのではないかとこのように思っているのです。これが15年という長いスパンで前期、後期に分けて進めるという中で、何だかその話合いの途中でいつの間にか自然に適正配置が行われてしまうのではないかとこのことを非常に心配して、やはりこれはある意味、強制ではありませんけれども、懇談会の中でも実際にこういうことがありますということは、教育委員会側としても説明をして、理解をしていただくことも必要なのではないかとこのように思いますけれども、その辺について見解を伺いたいと思います。

○教育部副参事

本年からいよいよ地区別懇談会をスタートするわけですが、その懇談がむやみに長引くことによって、そういう大きな弊害が出てくるというふうに思います。当然そのことで児童・生徒が移動することによって、本来行うべき教育活動が不十分になるということは、これは避けなければならないというふうに思いますから、懇談会の中でも、その部分については指定校変更の仕組みも含めてきちんと保護者には説明をして、また懇談会で合意ができて、そして実施計画ということになるわけですから、それは私もたびたび答弁していますけれども、漫然と懇談を進めるのではなくて、議論についてはある程度、節目、節目できちんと次の段階に進むということを示しながら、これからも取り組んでいきたいというふうに思っています。

○齊藤（陽）委員

◎指定校変更の基準について

今のことでちょっと関連して伺いたいのですが、いわゆる指定校変更の再編特例の基準内容というのとはどうなるのでしょうか。

○教育部副参事

基本計画の中で触れている指定校変更の特例の部分ですが、これはあくまでも実施計画で、2年後なら2年後に統合しますという限られた期間の中で、子供たちの心理的な負担を軽くするといった側面から特例を設けたほうが良いと、そういう場合もあるということで考えたものであります。ですから、具体的にまだ特例の基準なりを成文化している作業の段階ではないですが、今言いましたように実施計画が決まって、統合時期、例えば2年後ということになれば、その期間の子供たちの心の揺れをどういうふうにフォローしていくかというような発想で考えているところであります。

○齊藤（陽）委員

そういった配慮というのは必要だと思いますけれども、それが安易な弾力運用といったことによって、なし崩し的に何でもありと、だれでももうどんどん変更できるみたいなことは好ましくない。そのところはしっかり基準を成文化していただいて、厳格に基準を守るという姿勢は、ぜひ教育委員会として貫いていただきたいと思います。

先ほどいろいろ報告あったのですが、まず病院問題の関連では、病院の敷地として量徳小学校の敷地を含む現在地ということで、これまでは築港地区ということで進めてきたわけですが、諸般の事情が許せば、築港地区よりもこの量徳小学校の敷地を含む現在地ということのほうがよりすぐれていると、その部分は私どもも基本的に考えておりますので、そういうことでよろしいというふうに思います。

◎地区別懇談会の説明の仕方について

それで、学校配置の再編ということで、今後、関係者の十分な理解の下にスムーズな実施を求めるということでございますけれども、私どもの基本的なスタンスとして、今後この学校配置については十分丁寧な説明をして、地域の市民あるいは教育関係者の理解をしっかりと得て進めていただきたいということで、今回報告をされたこのブロックごとのプランというのは、本当になかなかたくさんあって、わかりづらい部分もあって大変なのですが、これについて今日一つ一つ細かくコメントをしていくということは、今回は控えたいと思います。今後、市民の声などを直接に伺って、私どもも議論していきたいというふうに考えるわけですが、先ほどの御説明を伺って1点だけお聞きしたい。「プランとパターンから見た場合の検討結果」という部分がございますが、この検討結果の意味合いなのですが、私も全体を通読して、現時点での市教委の結論といたしますか、方向性がこの部分に出ているというふうに思ったわけです。先ほど北野委員との議論で本当のところはという声もありましたけれども、要するにこの部分に、暫定的かもしれないけれども、教育委員会としての結論が述べられているということだと思うのです。今日、この部分については説明の中で触れられなかったわけですが、実際に各地区懇談会で

の説明の中で当然この部分に触れられていくと思うのですけれども、そのときの取上げ方というか、この部分の説明の仕方が、もう何か既定事実といいますか、こういうふうになるのだというように受け取られても、また非常によくないわけですけれども、教育委員会として、一定のこういう考え方がありますよという部分のその取上げ方、説明の仕方、ここが非常に微妙というか大事な部分になってくると思うのですけれども、その意味合いの説明の仕方について詳しくお話をいただきたいと思います。

○教育部副参事

詳しくというところまではちょっとまだなのですけれども、ブロック別に 7 冊の冊子をつくってしまっていて、懇談会においては、すべての懇談会ですべてのブロックのことをお話しするということにはならない。それぞれのブロックでその該当するブロック、特に小学校では小学校を中心として、中学校も関係するところには触れながら、というふうに考えています。

ただ、説明の仕方なのですけれども、最初に教育委員会が結論じみたことで結果の部分の先に言って、それはこういう理由だからというふうに話をする方法も、逆に一つあると思います。ただ、このつくりとしては、やはり考え方から始まって全体で現状の分析、そしてそれについての比較をしていくと。その導き出される結果として、こういう形があるのだということを示す。ちょっとまどろっこしいかもしれませんが、それはやはり一通りやらなければならないというふうに思っているものですから、懇談会においてはちょっと時間がかかる部分もあるかもしれませんが、それはそれできちんとやらなければ、はしよるわけにもいきませんし、結果だけがひとり歩きすることが、風評被害という部分も含めて一番我々懸念するところでもありますから、このそれぞれの資料については、ある程度の時間がかかることは御了解をいただきながら、説明に努めていきたい。結果として、教育委員会で適切である統合校の位置について話をしていくというふうになります。

○齊藤（陽）委員

ブロックごとで多少濃淡というか、意味合いのばらつきがあるのですが、例えば松ヶ枝中学校を最上小学校に移動しますというような、わりと踏み込んだ内容の検討結果が出てくるところについても、その前段の説明でいろいろなパターンがずっと羅列されてきて、最後にその結論めいたのが、ああ結局これだったのかという部分が、後出しじゃんけんではないですけれども、そうになってしまうふうに受け取られると、聞いているほうとしては逆の意味で不誠実にとられかねない。こちらは誠実に順序立てて説明しているつもりでも、受け取るほうは結局そうだったのかというような受け取り方になってしまう部分を、むしろしっかり誠意が通じるような説明の仕方というか段取りの仕方というか、私も実際これを読んでいて、最後にこんなみたいな読み方になってしまうものですから、ではそこをどう説明したらいいかということが、これから説明会がしっかり市民に理解されていくためには、こちら辺がもう一工夫教育委員会として必要な部分かと思うので、何か工夫ができないでしょうかという部分を、しつこいですが、再度伺いたいのですが。

○教育部副参事

齊藤陽一良委員のお話は十分わかります。教育委員会の中でも、このプランを作成する過程の中で、今回はこういう形で構成をしております。ただ、具体的に説明するということでは、先ほど私お話ししたのは原則論ということで御了解いただきたいのですけれども、例えば本日の資料に即して、冊子の塩谷・長橋地区ブロックで言えば、小学校で四つのプランを出しています。この塩谷・長橋地区ブロックの四つのプランから見えていくと、今、齊藤陽一良委員がお話になったように、一つずつ見ていって検証する作業。ただ、ある特定の地区別懇談会となれば、その会場に力点を置いた説明というのは、これは当然必要になります。ですから、特定の学校ということではないですけれども、例えば幸小学校を一つの例にしますと、幸小学校は一体どうなるのかということになれば、それほどプランは複雑ではないということです。幸小学校が独自で通学区域で残る場合と、長橋小学校との関係で一部幸 1 丁目、3 丁目が少し動く部分と、それと忍路・塩谷小学校との組合せと、ある意味では三つのプランと、もう一度

組み立て直しますとそういうふうになるわけです。ですから、そうなるより身近に保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんもわかりやすくなるというふうには考えておりますから、実際の説明の段に当たっては、それも一律にやれないものですから、自分でつくって言うのもなんですが、ブロックごとにもう少し説明の仕方を勉強して、少しでも皆さんの心にしみ入るような説明に努めたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎わかりやすい資料の作成について

今のお話を聞いておまして、若干私も今思うところがあって、副参事の説明は非常に言葉としてはわかりやすいのだけれども、回りくどい説明なのですね。一般住民の方というのは論拠ばかり考えているわけではないので、もっとわかりやすい資料というのが要るのですね。先に示された量徳小学校懇談会の資料では、きちんと図面がついていて非常にわかりやすいのです。やはり絵で見て、こういうパターンとこういうパターンなのかと校区も含めてわかるのです。例えば量徳小学校の人の半数以上は、誘導ではないのだけれど、これは花園小学校に行ったほうがいとみんな思うのです。だから、このパターンだったらこうだということがすっと落ちるわけで、そうすると、最終的に、ああこの組合せが一番合理的だと、こうなると思うわけです。

だから、文章だけでは見づらいので、要するにこういう目でわかる資料をぜひつくって、議論の材料にしたい。質問に入る前にこれをまずお願いしておきます。

流れとしてもう一回確認したいのだけれども、要するに地区別懇談会に入る前に、その基本計画素案の説明会を行ってきたわけですね。この目的というのは基本的に本市の小中学校の統廃合案、これが必要なのだと。このことを住民の皆さんに理解していただくためにやったのですよね。そういう理解でいいですか。

○教育部副参事

そのとおりでございます。

○山口委員

それで、丁寧に説明会をされて、そのことについては住民の方にほぼ御理解をいただけたというふうに認識しておりますか。

○教育部副参事

意見は400件以上出たわけですが、総体的には学校再編の必要性については理解をいただいたというふうに考えております。

○山口委員

私も若干読ませていただいて、この15年にわたる前期、後期のこういう統廃合は必要だと。いろいろな観点がありますから、前回の統廃合の計画案の説明とは相当違った側面を強調されておりますし、財政の問題とか耐震化の話とか、あとは教育的な観点といった問題意識もいろいろ御説明をされたと思いますけれども、そういう意味ではおおむね理解をいただいたのかなというふうに思います。

ただ、例えば今陳情が出ております豊倉小学校、いわゆる小規模校ですね。あとは忍路中央小学校といったところから御意見が出ていて、若干そういう意味でいくと、少人数で非常に濃い教育をやっているので配慮していただけないかと、こういう問題が残っていると思いますけれども、大まかには基本的には理解いただいたのではないかと、ということだと思います。

それで、次には具体的なプランを幾つか提示されて、このパターンならこういう問題があるけれども、ベストとはいかないけれども、どれがベターなのか、どれが合理的な案なのかということ、住民の方と一緒に探して

出していくと、こういう姿勢でおやりになるということだということとは理解をしました。基本的にはわかりやすい説明というのが一番大事ですから、冒頭申し上げましたように言葉だけの説明ではなくて、絵に起こして、そうしたらすぐ通学距離もわかりますし、それから校区の問題も四角四面に小学校 2 校のどれをとるかというようなことではなくて、校区の変更も含めてこれが合理的なのだという説明が絵でも言葉でもわかって、住民の方がた皆さんで論議をしたら、これが一番合理的な案ではないかと。いろいろな問題が起きますので、すべてよしとするわけにはいきませんが、そういう中で議論が進んでいけばいいかなというふうに私は思っておりますので、再度、量徳で出されたような絵の資料をぜひともブロックごとに出していただきたいということをお願いしておきます。この答弁は要りません。

◎病院の基本設計について

次に病院の関係ですが、量徳小学校のこのブロックに関しては、市長部局も含めて相当丁寧な P T A とか町会とかにお会いになってお願いをしていますよね。そういう病院の建設の都合もあるわけですよね。私も今、ちょっと知り合いの高齢の方が小樽病院に入院して手術したものですから、病院に行く機会がありましたけれども、院長室は相当新築みたいにきれいになっていましたけれども、そのほかはやはり相当問題があって古いし、早急に建替えというのは必要かと、市長がおっしゃるとおりだと思っているのです。早くやらないとなかなか病院の職員のポテンシャルの部分も、それをずっと維持するのは難しいというふうに思いますので、そういう意味で言うと、ぜひとも教育部局の方もそういうことに配慮していただきたいというふうに思います。

これはどういう日程で病院のほうをやるかわかりませんが、今回、建設部局の職員が病院のほうに建設準備室みたいな形で行くような人事もお聞きしておりますけれども、もうそろそろ基本設計に入る時期に来ているのではないかと。そういう意味で先ほど 5 月の日程を聞きましてけれども、要するに量徳小学校については間を置かないで、じきじき教育部局のほうでぜひきっちりした説明をやっていただいて、早急に結論を出していただきたいというふうに思いますが、もしその部分についてこうしたいということがあれば、所信をお聞かせいただければと思います。

○教育部長

前段、副参事のほうから 2 月 23 日の懇談会の報告もさせていただきました。端的に言いまして話がついたという、そういう状況にはなっていません。ただ、適正配置等の関係で申し上げれば、当日出た御意見として、特に中央・山手地区ブロックも含めたほかのブロックでどういうプランになっているのか見たいということがありました。特に量徳小学校は中央・山手地区ブロック、具体的には花園小学校ですが、そことも隣接しておりますから、そういった御意見が出るのはある意味当然だろうというふうに思っています。今日こういう形で 6 ブロックの計画すべてプランを出したわけですから、その部分はクリアされるだろうというふうには思っております。

ただ、もう一点のそのブロックの見直し、要するに 6 ブロックに納得していないのだという、ここの部分はそういった御意見があったのは事実ですけれども、ここはもう何としても御理解いただくしかないと思っています。2 年間かけて進めてきた議論ですから、これは私どもとしても、今までの議論経過を十分理解してもらい、そこをベースにした議論を積み重ねていきたいというふうに思っております。

2 月 23 日に懇談会が終わりまして、私ども一定程度また P T A の事務局と次の懇談会、説明会についての議論というのはしていかなければならないというふうに思っています。御承知のとおり、もう卒業式や入学式が迫ってきていますので、この年度末、それから春休みも当然あるわけですから、即ということにはなりませんけれども、私どもとしては従前から先行しての議論というのがありますので、この連休明けという部分ではなくて、この 4 月でも再度引き続き説明会、懇談会を開催していくという、そういったスタンスはとりながら、すぐに量徳小学校の P T A と協議を進めていきたいというふうに思っております。

○山口委員

前回の委員会で説明していただいて、大体皆さんもそうお思いになったと思いますけれども、この量徳小学校に

については、花園小学校のほうに量徳小学校校区の一部が分かれていくような形が、基本的には皆さん納得されるのかと思いますので、できれば教育委員会のほうで一番これが合理的な案かというようなことも示していただいて、早急に結論をいただけるようお願いしたいと思います。

◎豊後高田市の取組について

実は、私はあまり民放を見ないのですけれども、「ガイアの夜明け」だけはたまに見るのです。「ガイアの夜明け」で教育の問題をやるというのは非常に珍しいのですけれども、実は大分県の豊後高田市ですが、ここは市で塾をやっているのです。テレビでやっていたのを見る限りではボランティア、これは学校の教員のOB、校長のOB、それからあと主婦の方も参加をされているようです。これは登録をされていて、無料で土日に教室や市の施設を使って補習授業をやるのです。豊後高田市と言ったら2万3,000人ぐらいの市ですから、民間の塾もたぶんあると思うのですよ。これはどういう問題意識でそういうことを始められたかということ、豊後高田市はかつて大変教育が熱心だったところだそうですが、最近はこの県下で市の中で、学力テストの成績が下から2番目だったそうです、小樽市でも問題になっていますけれども。それでこの制度を7年前に始められたそうですけれども、今は成績が県下の市でトップだと。今、それプラス市で「テレビ寺子屋」といって、ケーブルテレビでも授業を始めたそうです。よくここまでやったと思ひまして、ちょっと読ませていただきます。

「大分県豊後高田市は人口2万5,000人、学習塾は市内に数か所しかない。しかも、最近の不況で家計が苦しい家庭が増え、数少ない学習塾にも通える子供が減っている。家庭の経済状況から教育格差があってはならないと、市当局は今後の子供たちの教育に懸念を持っていた。実はこの豊後高田市は、自治体が塾を運営する全国でも珍しい取組をしている自治体である。5歳から中学生を対象に、放課後や土曜日に無料で勉強を教えている。講師は市民がボランティアで務める元教諭、現役の教諭、主婦、老人クラブのメンバーなど、40人が登録をしている。塾で教えるカリキュラムなどは市の教育委員会が管理、単なる学校の補習ではなく、進学できる学習にしている。ちなみに2003年から『21世紀塾』という名でスタートしたが、県の学力調査で下から2番目だった豊後高田市は昨年何とトップになった。今後の課題は、高齢化している講師陣の確保や、さらに中心部1か所で運営している教室をいかに広げて生徒の学びの場を増やしていくか、自治体が取組む塾運営の現状と広げていくための取組を追う。」これが「ガイアの夜明け」の概要です。

こういうことをもうやっているのです。私は学習支援については、OBの方を使って何とか制度化できないかという話を、もうずっと、以前の学校適正配置特別委員会るときから申し上げているのです。前の教育長もあい路があり、取組が難しいというお話をされていましたが、本当にただ成績が上がればいいということではないと思います。

これは進学のための学習をやっていることは間違いないのですけれども、そのほかの取組も見ますと、土日を使って課外授業みたいな形でいろいろな趣味の教室とか、いわゆる生涯学習みたいな大人向けの取組もやっているのです。これは資料としていろいろ出ていますので、まずインターネットで調べていただきたいと思います。

小樽で今すぐこういうことができるとは私は思いませんが、なぜそういうことができるのか、なぜ小樽でできないのか。いろいろな要素があると思いますが、そういうことを豊後高田市に問い合わせをしていただいて、一回整理されたいかと思ひます。私らはインターネットで検索するか、視察に行って聞いてくるしかありませんが、それも私らはしようと思ひしておりますけれども、ぜひともそういう研究をしていただきたいというふう思うのです。

前にも申し上げているのですけれども、基本的に統廃合というのは住民に不利、デメリットです。メリットばかりではないのです。この際、新しい教育を始めるといって教育委員会の意欲をお示しになるという意味でも、こういう新しい取組をされるということがやはり住民の理解を深めるということになりますので、今すぐとは言いませんが、ぜひともそういう方向性をやっていきたいということを表明できるような内部での調整、計画、そういうこと

をもうそろそろきっちり立てるべきではないかと思うのですが、その点について抱負なり、研究していくとか、調べるとかぐらいは言っていたきたいと思うのですけれども、それについての考え方をお聞きします。

○教育長

今、委員がおっしゃいました豊後高田市のシステムについては、私どももテレビは見ておりますが、さらに研究してまいりたいと思っております。即小樽に移しますと、人口の問題で13、14万の規模と、豊後高田市の人口規模がちょっと違うものですから、すごく難しい面もありますが、ただ、小樽の現状を申しますと、学校ボランティアでかねがねスポーツだけと言っていましたけれども、ある程度いろいろな方が学校に入り込みまして、いろいろなことをやってくださっているという事実もできておりますので、その状況も十分踏まえてまた研究して行って、何年先うんぬんということではないのですが、今委員のおっしゃったようなそういう方法も、小樽の子供たちのためになるのであれば、考えてまいりたいというふうに考えております。

○山口委員

結局同じ答えなのですが、これは教育の機会均等、平等という観点も若干考慮する必要はありますけれども、私は趣旨から言うと、市の中心部でこれができるとは思っておりません。そうでなくて、やはり地域ごとに特色がありますから、いわゆる所得の低い層というか、そういうふうな地域とか、多少学校も荒れている地域とかがありますよね。ですから、全市的に何か制度をつくってやるというのではなくて、一定のそういうふうな地域で一部モデルケースとして始められたらいかかと思っているわけです。

学校支援ボランティアはそこそこやっておりますし、PTAの方も一生懸命やっていまするが、私が言うのは学習支援ボランティアなのです。教員も今、特に教育委員会がいろいろ縛っていますから、学校現場から教育委員会に報告を上げたり、書類もいっぱいつくったりしなければいけないので結構忙しいのですよ、話を聞いていても。だから、教育委員会のほうを見ていなければいかんという部分もあるわけで、基本的に生徒に目が届かない。行政もそうですよね。北海道のほうや国のほうを見ていないと、なかなか自分のところの政策が決められないというのがありますから。

だから、そういう意味で目の届かないところを見ていただく。教室にそういう人がいるということですね。これは非常に違うわけ。だから、そういうことも含めて、課外授業ではなくて、要するに通常の授業のときに基本的にはボランティアの人が同席をして、生徒の面倒を見たり、例えば休み時間に生徒と触れ合っていたりということからでもいいと思います。だから、やはり制度としてどうやったらいいのかということの研究をいただいて、もう少し進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○教育部長

先ほどの教育長からの答弁に尽きるのですけれども、今、委員が言われたのは土日とかという形だけではなくて、日常の授業の中へのボランティアの活用というお話だったというふうに思っています。私の知っている限りでも、例えばスキー授業ですとか、そういった部分には退職された校長を中心にしまして、相当数の学校で、授業に直接入って指導していただいているというのがあります。ただ、国語とか算数とか、そういった授業になりますと、何をクリアしていかなければならないのか、そういった部分の一つあると思います。

もう一方で、これは道の制度なのですけれども、御承知かと思うのですが、退職教員等の活用と言ったらおかしいのですけれども、実はこの制度でも21年度で言えば延べで21の学校でやっております。ですから、そういった活動、これは数学とか理科とか生徒指導とか、いろいろなジャンルがあるので、一つのパターンではなくて、幾つかそういうパターンも出てきていますので、いろいろな形での活用ということも拡大していかなければならない。そのことについては当然それぞれ学校の意識の問題もありますので、学校とも十分協議をしていかなければならない、そういうふうに思っております。

○山口委員

ぜひ研究をしていただくようお願い申し上げます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○成田（祐）委員

◎資料中の通学環境の説明について

提出していただいた現行のプランなのですが、プランがたくさんありつつ、また示したところもあって、平成会にとっては非常にわかりやすいというか、評価できる資料だというふうに思っておりますが、ちょっと心配な2点についてお伺いしたいところがあるのですが、まず一つ目が、どのプランのどの地区にも共通していることなのですけれども、書かれている内容が、建物の耐震化とか年月日とか、箱の部分について書かれている部分が全体的に多いと思うのです。これはやはり、この建物をどうするかという部分はどうしても避けられないと思うので、行政的な視点から見たら非常に優秀な資料だというふうには思うのですが、逆に保護者から見た場合は、建物よりも、どうしても通学時間とかスクールバスとか、そちらのほうから先に入ってしまうと思うのです。そうなった場合、この資料を見たときに、どちらかという建物ありきで決めているという印象を受けかねないと思うのです。やはり保護者はどうしても最初そちらのほうが良いのではないかとというふうに思うので、今後、通学時間とか、スクールバスとか、距離であるとか、そういったものをどのように補足して説明していくのかという部分が気になったのですが、これについてお答えいただけますか。

○教育部副参事

確かに箱物というか、施設面からの資料というものもある程度のウエートをもって今回プランをつくったわけですが、ただ、通学環境という部分で距離的な要素、それから通学区域の広がりとかというものも略図を使いながら、イメージできるようにという工夫はしたつもりです。ただ、これはブロックごとに入っていくときに、これで足りるというふうには思っていないので、やはりブロックによってその様相が違うということもありますから、別資料になるか補強したものになるか、それは別といたしまして、先ほども触れましたが、保護者に少しでも近くなるような資料づくりというものを考えてまいりたいというふうに思います。

○成田（祐）委員

その部分、特にまだ安全面の部分とか、そういう記述がほとんど少ないという部分もあると思うので、ぜひその部分を保護者に対して、懇談会のときに説明するのか、補強した資料を添付するのか、そういった形で少し視点を変えていただければというふうに思います。

◎通学時間の考え方について

もう一点だけお伺いしたかったところは、通学時間の考え方についてなのですが、ここにはすべて最遠地点からの距離というのが書かれています。これは、生徒が住んでいる場所が学校から最高でどのくらい離れているかという話だと思うのですが、大事なのは一番遠いところよりも、その生徒の通学する時間の総和、別の言葉に言いかえると生徒の平均通学距離、そちらのほうが生徒全体のことを考えたら大事ではないかと思うのです。例えばある学校では一番遠い距離6キロメートルの生徒がいましたと。でも、その6キロメートル離れた生徒は1人で、ほかの生徒は学校の周りにほとんど住んでいると。そういう場合でその6キロメートルというのはどう解釈するのか。また、例えば4キロメートル離れているところが最遠地点だったとしても、2キロメートルから4キロメートルのところに生徒が集まっていて、近隣のところにはあまり多くない。果たしてその表記だと、その6キロメートルと4キロメートルというのはまず全然違いますよね。何か全体的な通学時間、生徒1人当たりの通学時間が平均して低くなるような形というのを求めていかないと、今後ただ1人や2人だけが遠いという話で判断されると何か

ちょっと間違っていくのではないかと思ったので、その辺の考えというのはおありでしょうか。

○教育部副参事

先ほどの御質問とも関連いたしますけれども、通学区域をより身近に保護者の方に感じてもらえるということで言えば、通学距離だけではなくて通学時間ということにも、やはりそれなりの資料の整え方には配慮しなければならないというふうに考えています。ただ、5月からの一巡する懇談会でそこまで煮詰まった話になるかどうかということもございますので、それが2回目、3回目の懇談を重ねる中での議論などをお聞きしながら、やはり次の段階で整える資料を検討していきたいというふうに考えています。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 00 分

再開 午後 4 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、陳情第260号は、採択を求めて討論を行います。

昨日、総務常任委員会では、この3月末で退職される理事者の方々のごあいさつを受けました。長くこの小中学校適正配置計画に携わってこられた方の思いを拝聴しました。教育委員会は、学級規模の適正化で教育環境を向上させることを目的に、精力的にPTA、学校関係者、地域の皆さんに説明を繰り返してきました。根気を必要とする大変な業務を重ねてこられたのも、事は人づくり、教育に関することだからであり、説得と納得を大切にしたいとの思いでありましょうし、このことこそが教育の基本と考えます。それゆえにすぐれた教育成果を輩出し、地域に守られ、地域に誇りとされ、存続を望む小規模校さえもこの計画に一律に読み込んでいこうとする姿勢は全く教育的ではありません。義務教育としての機会均等や質の保障、これは基本計画に出てきますが、これらのことは、小樽市教育委員会が今般示している適正配置計画の推進のみで達成できるとも言えないのではないのでしょうか。地域の皆さんの思いを酌み取る度量も持ち合わせることで、さらに高い教育力を発揮できるのではないのでしょうか。ぜひこの陳情を採択されることを、委員の皆さんの賛同を訴えて、詳しくは本会議に譲りまして、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第260号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。